

旧石垣村の交通路に関する一考察

(中近世の交通路探索の一方法)

永井幹生

一、序説

上代以降の主として地理的な問題に関して、現在使用されている字図が史料として大きな意義を有していることは、口分田の搜索などに於て充分に認められていることである。即ち土地に関する限り、原状維持の気持は根強いものがあり、その区分、区劃、名称などよく古来のものをそのまま、或は原状を充分うかゞわせる程度に伝え残されている様に思われるからである。この同じ観点に立つて、交通路の問題をとり上げることも可能であると思うが、特に次の二点を中心に考えて見たいと思う。即ち

1. 古来より存在していた道路は必ずや（既に一種の地域境として存在するため）村境或は字分けの際その境界として利用されたに違いないこと。

2. 同様に地番編成時にも交通頻繁な道路をわざく跨つた順序には地番をつけなかつたろうこと。

この基本的な考え方の正しさは字図とその上に描かれている道路を検討することで証明出来るであろうし、又同時にこの考え方で現実に存在する道路の新旧別を明確にすることが可能となるだろう。つまり村境或は字境をなしていない道路は少くとも字分け成立以後の新道（多くそれは近代であつて、地番上からも分筆によつて道路敷が成立したことが証明出来る場合が多い）であるし、又字境をなす道路であつても地番が道路を隔てゝ孫番に割られている場合、或は隣接地番である場合など字成立以後のものと考えられることである。そしてその成立年代の決定に対する傍証として路傍の石造遺物、神社、仏閣などを利用するのである。以上の考え方によつて、手近の例として南北両石垣地域を字図によつて精査し、その主要交通路について考

察を試みる。(以下「」内に示した地名は字名である)。

二、字図上の交通路の探索

オ一節 別府、亀川間山手道(所謂旧国道)

現在石垣地域内を南北に走る主要路は海岸の国道と所謂旧国道と、そしてこの地域の西辺をなしているものゝ三本である。東西に走るのはその数が相当多いが、集落の形態から見て經濟的に何等の価値を有せず、所謂往還とはなり得ないことが明らかである。従つて南北縦貫道路を主として調査する。所謂旧国道をわざく旧の名を冠して呼ぶことでも明らかな如く、海岸の現国道は明治以降の新道であつて、之は本論文のテーマとは一応無関係である。従つてこゝでは先づ所謂旧国道の成立について考えて見たい。今字図によつてその南端、境川の橋の部分から調査して行くことに気付く。即ち

1. 旧南石垣村の内「寄屋敷」、「向田」、「塚田」(旧役場所在地)、「前田」の半ば迄の間は現道路は字境をなしていない。のみならず「寄屋敷」に於て90番地の一と二、84番地ノ一と二、96番地ノ一と二が、「向田」に於て289番地ノ一と二が、「塚田」に於て269番地ノ一と二が、「前田」に於て385番地ノ一と二が何れも孫番を以つて道路を跨つてゐる。これらの点から少なくともこの部分は割合新しい時期に分筆によつて道路となつた新道であることが分る。しかもこの新道相当部分に現道路より西寄、字境をなす道路があたかも裏道の如き形で現存している。即ち「節丸」「塙」の両字を西に、「寄屋敷」「向田」「塚田」「前田」の半ばを東にする部分が前項新道と「前田」の半ばに於て合している。(オ一図参照)
2. 「三反畠」の部分でも再び現道路は字境をなしていない。しかもこの部分も西寄に彎曲して「三反畠」「四郎丸」境をなす裏道が現存している。従つて少なくともこの部分も新道であると云い得る。(オ二図参照)
3. 「千疋」の部分に於て現道路は「千疋」を南北に縦貫する形となつており、且地番が割合れてゐる。(158番地の一と二、1171番地と1172番地)。又この部分にも今度は東寄りに道路沿いの民家を一周りした恰好で恰も現旧国道を長辺とする二等辺三角

形の如き形の裏道があるが、その東南側の一辺は相当な程度の道であり、北東側の一辺は殆んど畦道様に落ちている。この東南道が旧状のまゝであるかどうかは、その道路の北への延長三、四十米の所に昭和九年の道路記念碑があり、改修のあとが歴然としているので疑わしい。但しこの裏道の南寄りの部分が一部分字境と相違している（この部分は東へ下る道路とも分岐しているのだが、字境も又三つに分岐し道路の分岐点よりやゝ東寄りに位置している）。この字境にも相当程度に道路が残つており、或は前記の昭和九年改修がこの字境をさけて直線に結んだものかとも思われる（但し昭和九年改修はやはり疑問であり、バス交通ということを頭におく必要がある）。（オ三図参照）

4. 「井田の下」及び北に隣接する「桐木」の一部で字境をなしていないが、地番割りがあり（「井田の下」¹⁴⁰⁰番地ノ一と二「桐木」¹⁴²⁵番地ノ一と二）、西寄りに旧南石垣村と北石垣村の村境をなす裏道が存在する。これは現在の石垣小学校正門から石垣にそつて入つた形でこの部分は既に道路はない。そこから明瞭に裏道の形態をとり「桐の木」の北端附近へ出てくる。なお「井田ノ脇」¹⁴¹⁰番地は或は吉弘へ抜ける道路であつたかも知れない。（オ四図参照）

5. 旧北石垣村「向田」の一部から隣接「神楽田」の一部へかけて字境をなしていない。この部分も極く一部東寄りへ、他の大部分は西寄りに彎曲して字境がある。この部分は現在観光道路によつて二分されているが、その北の部分は明瞭に道路を残しており、南半分も観光道路に近い半ばは立派な道路敷のみが畦道同様草におゝわれて残存している。その余の部分は畦道のみで明瞭でない。（オ五図参照）

6. 「春木」の一部、川にぶつかる部分は、前の例と逆に現在の道路が字境をなしており、西寄りに存在する裏道の方が字境でなく、しかも地番が隣接地番である（¹⁵⁸¹と¹⁵⁸²）。従つてこれは近世のある時期に橋梁の架かえその他の関係で、一時的に開鑿された道路ではあるまいかと思われる。（オ五図参照）

7. 前項と符合する如く対岸「寺の前」にも同様の例が存在する。即ち南岸裏道の延長に相当する部分に字図上のみ道路あとがあり、¹³³⁹と¹³⁴⁰とに分たれているが、現状は民家の前庭になつていて明瞭でなく、最近合筆されている様である。（オ五図参

照)

8. 「神主」の一部分も、現道路より西寄りに字図上明らかに道路敷だつたと思われる分割地があり、そこが字境をなしてい
る。現状は既に民家数軒の中になつていて明瞭でないが、地番が新たに付けられた形跡があるので、現道路開鑿後、廢道に
なり宅地化したものであろう。

9. それより北は何れも殆んどそのまま字境をなしている。

以上を通じていえることは、現在の旧国道以前に前述の各地点で見られた裏道と現道路とを結ぶ一連の道路が存在したこと明ら
かで、現道路はその裏道を直線的に拡張改修開鑿した結果生れたものであることも又、地番の点から見て明らかである。し
からばこの裏道（旧道）は何時頃開かれたものかという点を新たに考究しなければならない。そのためには現在の字が一体何
時頃成立したものかということが問題の前提になる。ところが誠に好都合に思える一つの「字」がある。それは「御塔」とい
う字である。この字はそのまま吉弘神社の社域をなしている。ということは吉弘神社の成立後字の決定が行われたと考えて差
支えないのではないか。もし既に字の区割が行われていたとしたら、字に關係なく社域が選ばれたであろうし、何も窮屈
にこの「御塔」という四辺のあまり正整でない字にあてはめて社域を選定する必要はなかつたであろう。

しからば吉弘神社の成立はといえば、祭神が吉弘嘉兵衛統幸であることで明らかなる様に、少なくとも彼の戦死した慶長五年
九月石垣原合戦⁽³⁾以前に遡ることはないと確実である。

従つて字の編成も近世であると考えて差支えない。かく考えて來ると、上述の旧道も少なくとも字境をなしている以上徳川
以前に遡りうるということになるが、実はもう一点考慮を要する点がある。それは地番の編成である。即ち単に字境という点
から見れば、畦道程度のものであつても境界としてならば利用しうる。だから字境即道路ではあつても一般の往還とは云い
得ない。今この旧道を地番の上で精査してみよう。

1. 南の端「節丸」の部分に於て道を挟み東側「寄屋敷」に107と108、西側「節丸」に109と110がある。（オ一図参照）

2. 「宮ノ前」北端附近で東側「年ノ神」に55番地、西側「宮ノ前」に54番地がある。(オ二図参照)

3. 「四郎丸」附近に於て東側「三反畑」に67番地ノ四、西側「四郎丸」に683番ノ二と三がある。

(オ二図)

4. 「柿ノ木」附近に於て東側「末行」に1010番地ノ一と二と三、その向い側「柿ノ木」に1012番地ノ二がある。(オ三図参照)

5. 「千疋」に於て東側「千疋前」に1180番地、「千疋」に1179番地がある。(オ三図参照)

6. 「井田脇」に於て東側「井田之下」に1407番地ノ一、道路を挟んだ西側「井田脇」に1408と1409番地とがある。(オ四図参照)

7. 「行部川」に於て東側「向田」に1786番地、西側「行部川」に1788番地がある。(オ五図参照)

かく多数の近接地番を以て道路が挟まれている例があることは、この道路が字成立、乃至地番編成当時、道路敷のそれ程大きくない、いわば畦道程度の目立たない存在であった一つの証拠と考えていゝと思う。従つて少なくとも往還の程度にまでこの道路が拡張改修されたのは、関ヶ原直後にまではとても遡り得ないものである。

オ二節 石垣西端道路

三つの縦貫道路のうちの最後、石垣西端道路は南石垣村と鶴見村の境界をなす殆んど南北に直線状の道路である(オ七図参照)。字図上は勿論であるが、現状も一部を除いて明瞭に道路として存在している。しかもこの村境道路を延長してみると、北はそのまま北石垣村と鶴見村との境界をなしていること、及び南はその延長が境川北岸一帯に於て南石垣村の一字「鶴見原」と「庄原」「堀木」「大木畑」との境界をなしているが、道路を挟んで著しく地番を異にしている。

この殆んど直線に近いものがそのまま村界をなしていること、又村界でない部分も道路を挟んで地番の相違が著しいことなどは、何れもこの道路の存在が字編成以前より明瞭であつたことを示している。更に先に挙げた「御塔」の西辺がこの道路によつて一直線に切られている形であることは、少なくとも吉弘神社成立より以前に既に存在し、しかも神社という超人間的な力を以つしても、どうにもならない位この道路が確固たる地位を占めていたことを物語つている。このことは「御塔」と

この道路を隔てた鶴見村の字が「下馬松」ということでも分る。即ちこの「下馬松」も吉弘嘉兵衛の忠誠に對しての下馬であり、従つて大いにこの神社の成立とも因縁があるわけである。いやむしろ「下馬松」にこそ吉弘氏の墓塔がある。かくの如く両村ともに吉弘嘉兵衛を追慕し乍ら、東は神社として、西は字名としてのみそれを表わしているのに、この道路は統けて北石垣、鶴見の村界をなしつゝ北へ進み、春木川南岸の鶴見側「市ノ原」「芳元」、北石垣側「古寺」の所で幾分西へ彎曲し乍ら春木川へ行き当る。この部分僅かに東より、この道路を真直ぐ延長した形に春木川の最短川幅の部分を渡河するものと、村境に沿つて少しく上手より斜西北へ渡河するものと二つある（才六図参照）。前者はそのまま川向う北石垣「向ノ原」と「本林」の字境を目指して進み、「本林」から「竹の畠」「円通寺」境を経て平田川沿いに龜川に下つてゐる。後者はそのまま村境をなしつゝ鉄輪村へと入つてゐる。前者のうちで春木南岸と、北岸の「本林」との接触点までの間は何れも字境でなく又地番が跨つてゐる（南岸1444と1445、北岸1441と1442）。従つてこの部分が最初からあつたとは想像出来ず、或時期に、或は春木川の活動状況によつて徒渉点として都合がよくなつたことも一つの原因として、この渡しが出来たと思われる。それならば当初どこを渡つてどういう経路で龜川へ出たものか。今前述の新渡河点が、何故選ばれたかという主として人為的な原因を追究すると、やはり直線延長上に求めた方が便利であつたからであらう。とすると、この渡河点を求める程、この延長上の円通寺、平田道の存在が大きな力を持つて來たからだと考えなければなるまい。当初はこの新渡河点を通らないで、西寄りの後者の渡河点を渡り、「本林」の接点から「向ノ原」との字境にそつて東へ下り、続けて字境を北へ向つたのである。この両側の地番の著るしい相違（才六図参照）は春木川以北、平田地区迄共通して観察出来る。しかもこの線上に「円通寺」の存在がある。この寺院址（現在この字にある別府大学構内の山林中より五輪塔など相当数發掘されている）がいつ頃のものか明確でないが、伝説によれば鎌倉時代には既に存在していたという。これが信頼し得るものであるかどうかは尙調査を必要とするが、この「円通寺」という字の西辺をなして道路が通つてゐるのは注目に値する。さきに吉弘神社によつて慶長以前と推定し得たのであるが、之と同様に、円通寺の存在した年代によつては、この道路の古さも推定しうることなのである。

さて後者の鶴見鉄輪道は之より更に古いか、或はもつと重要性をもつていたらしいことは、この渡河点で明らかである。即ち前者の円通寺平田道がより重要なれば、少くとも当初新渡河点の出来るまでの間は、この渡河点からわざわざ東へ一たん下つてから急角度に北へ曲るという様なことはしなかつたに違いない。又同時にこの道路は村界をなしている。従つて次項にも述べる様に、恐らくは上代・中世にかけて別府鉄輪を結んだであらうこの鶴見鉄輪道が最重要道路であり、やゝ時代が下つて、亀川、頭成、辻間の海岸道の開鑿によつてこの円通寺平田道が脚光をあびるに至り、交通頻繁となるに及んで、鶴見・鉄輪道を考慮することなく便利な徒涉点の方へ移行したと考えてもいゝのではないか。

三、字図探索の結果に対する傍証

前項字図上、推定した道路に対する傍証の一つとして路傍の遺物を調査すると（オ七図参照）、鶴見鉄輪道南端境川の徒渉点から北へ真直、鶴高下迄の間、両側に南石垣矢田家などの墓地がある。こゝに紀年銘を有する墓塔・妙典塔に正徳五年のもの、享保、寛保、寛延、宝曆、安永のものなど所在する。屋上谷の崖を渡つて文化八年純円独妙経塔・醍醐塔などがあり、吉弘神社に行当る。この部分現社域の中へ真直ぐ入り、吉弘嘉兵衛墓碑という自然石碑、万治二年室里せいざへもん碑の前（東側）を通つて抜ける方が古来の道であつて、西側に彎曲している道路は勿論村界でもなく、近年石垣帆足村長時代、吉弘公園設定に當つて、この石塔の部分をとりこみ迂回したものの由である。之からやはり真直北へ、途中に天明、寛政、文政などの墓碑がある。実相寺口の東西道路と交叉する地点に石殿と五輪塔一基があつて、この部分から往還としては西へ折れ実相寺山添いを一般に通行したらしく、三嶋社前を経て変電所横の分岐点へ出る道路は整備もよく、且石屢塔、古式の宝篋印塔、享和元年の大師像、之も古い型式の五輪塔などがある。が先に述べた様に古来の道路はこの二つの分岐点を直線状に結ぶ旧村界にある道路（というより道路敷というふざわしい）がそれらしく、草茫々の状況である。（之が本道と土地の人は語つてゐる）。さてこの部分新しい方の道は現存する紀年の明らかな遺物が享和であるが、遺物そのものは今少し遡つた時代のもので、少くとも徳

川初期にはこの新道に移つたと考えてい」と思う。

変電所下、別府太郎次郎塚（円墳である）を右に見て現在の鉄輪行きバス道路を横断するが、この部分から東旧国道迄の間は繩文から古墳に至る遺跡がほゞ一定地域に層位的に存在している珍らしい地帯で、居住地区としての立地条件に恵まれていたことがうかがわれると同時に、これら交通路の成立をも関連して考えさせられる。これより北は字「古寺」に当る部分で大きく西へ彎曲する〔古寺〕は寺院址か、わざわざ迂回していることが注目される。尚調査の要がある）。この路傍に天明九年の石像がある。春木川を渡り（前述新渡河点は現状草深く且断崖をなしている。但しこれは最近の侵食によるもの様である）。その先鉄輪道は坦々として鉄輪に連つている。平田道は円通寺西辺を経て平田川沿いに亀川へ下る。この路傍に觀音寺（門前に板碑がある）、六角塔などあり、左手山上が同時に（竈門氏に關係あると考えられる）太恩寺址⁽⁷⁾でもある（板碑二あり）。一方旧国道沿いは、古い方の道沿いに天保二年大師像、享和二年石像、天保十三年妙典塔、文化七年金光明最勝王經石書塔、又春木以北の曹源寺参道に元文のもの（之は厳密には路傍と云えないが）があるのみで、遺物所在の年代順に見ても、西端道、旧国道旧道、旧国道新道の年代差は明らかである。

次に文献（古地図を含む）に現れたものを調べてみると、まず元禄七年貝原益軒の豊國紀行及びその時の実見をもとにし書かせた石垣原古図に、往還が石垣三村の西側実相寺山の東にあり、且吉弘墓の東にあつたことがうかがえる。即ち「実相寺村の南に北石垣・中石垣・南石垣とて三村あり、官道より東方にあり云々」「北石垣と中石垣との間道の西の傍に、松など生茂れる所ありて、そこに吉弘嘉兵衛が古墳あり⁽⁹⁾」。地図上に於いて別府・平田・里屋など何れも村名の中心を道路が貫いているのに、この部分のみ明瞭に西に離してかゝれており、「此三村ノ西ノ道ハタニクヒキ長キ石垣アリ故ニ石垣村云々」との註があり、又特に吉弘墓・別府太郎次郎塚の記入があるのも、之が通行中実見出来る位置にあつたためと思われる。従つて元禄當時この道路が重要位置（官道とある）であつたことが判然とする。次に最近発見された延享五年（寛延元年）別府古図によると、前記諸道に連関する別府側（境川以南）諸道が見られるが、之も西端道に対応する部分は太くゆるやかなカーブで野口に連

り、旧国道旧道に相当する部分（野口天神東）は細く曲りくねつてゐる。之も又西端道の重要性を立証するもので、元禄以後五十年に於いて西端道が相變らず重要であつたことを示してゐる。

尚、鐵輪へ出る道路がこれらに記入がなく、実相寺以西の犬の馬場経由道が既に開かれていたことがうかゞえる。

四、結語

以上、字図を中心南北石垣地区の南北交通路の探索を試みたわけであるが、少くとも字図上知り得たものが、現地踏査及び文献上の知見と殆んど完全といつていゝ一致を示し、

1. 旧国道には新旧二道あり、その旧道も恐らくは路傍に存在する石造遺物からも徳川中期以降往還になつたと考えられる。但しこの点は石垣村の成立、藩政時代の集落の形態を精査する必要があると思う。
2. 石垣西端道こそは最も古い道路であること。特に鐵輪へ抜ける道路は上代に於いて主要交通路であつたと考えられること。この道路も又若干の部分に変遷があり、又之から別れて平田・亀川へ出る道路が之も相当古い時期に（少くとも元禄以前、但し遺物はもつと古い形式を示している）開かれていたこと。

の二点が推定出来る。（オ七図参照）

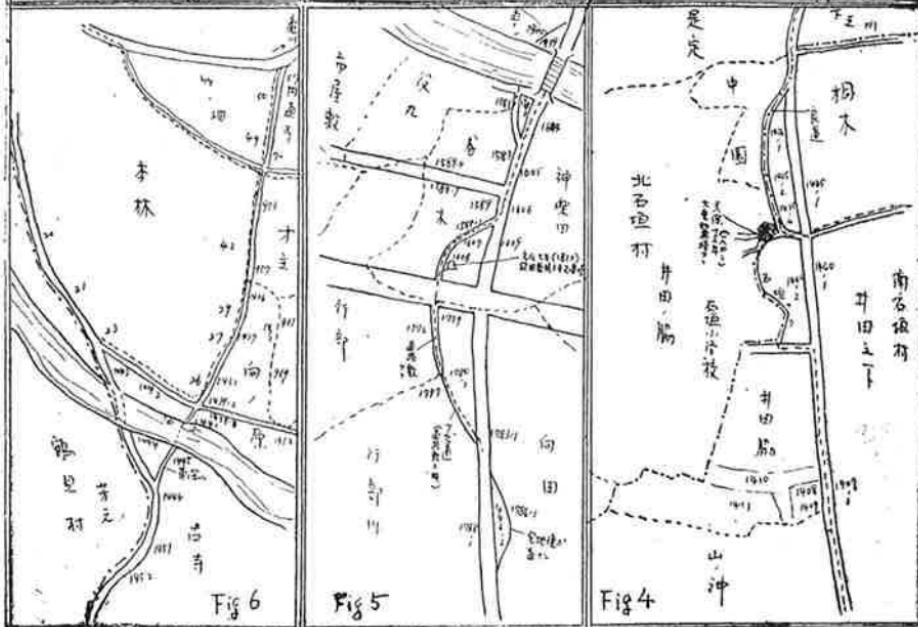
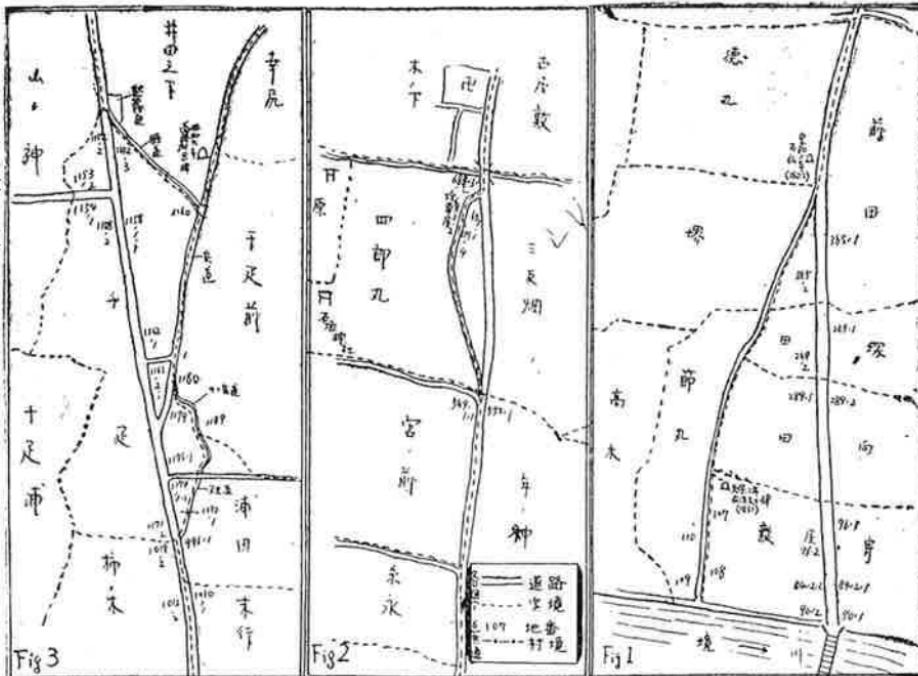
従つて最初に述べた如く、交通路は必ずや字図上にそのあとを残しているに相違ないという推定は殆んど裏書されたわけだが、只こゝで、この地区即ち完全な都市計画を実施された市街でもなく、又広汎な農地や山林をもつ完全な農村でもなく、いわば半都会的・半農村的な石垣地区を選んだことが字図探索と現地対照を容易ならしめたのかもしれない。この点後日他の地域の調査を必要としよう。同時にこの地区的隣接地区に対しても調査を継続しなくては完全な交通路復原とはいえないこと明らかであるが、こゝでは兎に角、字図による交通路探索法の実証を試みたわけである。又成立年代についての考証も不完全のそしりを免れず、文献・遺物などの調査を続行すると共に、先学各位の御教示によつて増補誤りなきを期したい。（別府大学事務

局長)

註

- ①地方史研究必携、オニ二章四、及び大分県地方史オ四号、「大分県下の条里遺稿」（大分大学兼子教授論文）
- ②大分県地方史オ四号「江戸時代に於ける別府の交通」（安部巖氏）に同地方の交通路についての研究があるが、石垣地区については徳川初期と中期以後が史料的に混乱しており、又明示されてない点の多い点が惜しまれる。
- ③大友史料オ二巻、石垣原戦略考、豊国紀行、群書類從本「大友記」
- ④別府大学賀川助教授の調査による。
- ⑤豊後国志に「大友刑部少輔持直永享中創焉、因為法謐、後世衰廢云々」とあり、室町にまで遡るか。板碑は無銘なるも室町の様式。
- ⑥正徳三年歲次癸巳三月吉日觀音寺嗣祖槃岳和尚、信行寺住皆贊任阿和尚などの銘あり。
- ⑦大字野田の内、平田道に面した高台、里称「為朝松」あり。隣接字「羽室」に籠門庄地頭、籠門氏の塁域、羽室御靈社あり。
- ⑧国会図書館所蔵、元禄七年四月貝原益軒「石垣原古戰場見取図」
- ⑨何れも「豊國紀行」引用
- ⑩別府市図書館蔵、尚本凶その他を参照し得たのは図書館石橋氏の御尽力によるところ大である。

旧石垣村の交通路に関する一考察



石垣地区中近世交通路推定図

